（本號十面）　（明治三十年五月一日第三種郵便物認可）　明治二十七年五月廿九日　第三千九百八十號　（定價金二錢五厘）

時事新報

明治廿七年五月廿九日　火曜日
舊暦甲午四月廿五日（辛未）
（西暦一千八百九十四年）
年始より年末まで　百四十九日　二百十六日
月出午前四時二十九分　入午後六時二十二分
月出午前零時五十六分　入午後零時三十一分
繪潮午前十時五十四分

明治廿七年五月廿九日　火曜日
舊暦甲午四月廿五日（辛未）

本紙の六月附錄（第三回）

十二名家の洋畫附錄第一第二回は既に發行したり來る六月を以て發刊する第三回の附錄は愈々來月八日の本紙に添へる事と定めたり其畫家畫題は左の如し

五姓田芳柳氏　杜若

右附錄發行當日の新報は臨時に紙數を增刊するを以て印刷上の都合に依り當日の紙上に掲ぐる廣告の申込期日を來月六日とす此期日に後れたる廣告は紙上に掲ぐる能はざる事あるべし

當日の新報一部賣は定價を五錢とす

時事新報定價

時事新報は毎號八面乃至十二面にして詳細なる商況物價の報告あり其代價は左の如し

時事新報定價（府外遞送には此他後に掲ぐる遞送料を要す）

一號　貳錢五厘〇一箇月　前金五拾錢〇三箇月　前金壹圓四拾五錢〇六箇月　前金貳圓八拾五錢〇一箇年　前金五圓六拾錢〇月曜日休刊（此他大祭祝日年始年末等一切休刊セズ）

前金　一旦受取りたる前金は凡て通貨を以て返戻する事なく新聞紙代の前金は新聞紙を以て又廣告料の前金は廣告を以て勘定する事と御承知被下度候

時事新報遞送料

一　日本國內並に朝鮮國京城、仁川、釜山、元山津　一箇月　金拾三錢

二　南亞米利加、中央亞米利加、米國若くは加奈陀を經て郵送する歐洲各國　一箇月　金六拾錢

三　北米合衆國、英領加奈陀、布哇諸嶋　一箇月　金三拾錢

四　香港を經て郵送する亞細亞諸港、太平洋諸嶋、濠洲　一箇月　金六拾五錢

五　露領浦鹽斯德、清國諸港　一箇月　金三拾五錢

時事新報廣告料（前金）

一行五號活字廿四字詰	一日限	一日以上六日迄	七日以上
一行　二付	十三錢	十一錢	十錢五厘

廣告料定價　時事新報の廣告料は都て定價の通り申受くる筈なれども取次人の內には往々定價以下にて引受くる者ある由今後斯る事實を發見する時は直ちに其取次人に對し本社廣告の取次を謝絕する事もあるべき筈に付兼め廣告依賴者諸君に公告す

本社へ寄稿に付

東京府下を始め各府縣に通信社なるものありて是より各新聞社に報道を發送し各新聞社は之を受けて紙面を飾るより各社同一の記事を掲ぐるみと寡からず稱し時事新報社は社員並に通信員の多きを以て斯類の社に通信を依賴せずと雖も世間往々此事を知らずして通信社にさへ報道すれば本社にも其報道は達する事と信ずる方多きが如し爲めに行違ひを生じたる場合も寡からざれば本社に記事論說を寄稿せんとする方は直接に本社に向け發送あらんみとを請ふ

時事新報社に達したる投書の原稿は凡て寄稿者に返戻せず又本社に保存せず

時事新報は全國中紙面の最も廣き新聞紙なり

時事新報

地方事業と資本家

殖產の眼を以て日本國中を見れば鑛山なり開墾なり運河なり鐵道なり新に着手す可き大事業少なからず之に着手して必ず利益ある可きは人々の認むる所なれども地方の人は斯る大事業を企るの資本に乏しくして利益とは知りながら其利益の遠きが爲めに手を袖にして傍觀するもの少なからず又東京其他の金滿家は莫大の財產を擁して其用法に苦しみ若しも前途に望ある事業ならば放資を愛まずとて頻りに之を求むれども得る能はずして餘儀なく資本を固殺して預金又は公債證書等の薄利に甘んずるもの多しと云ふ一方には斯る資本あり若しも兩方相投じて事の着手を見るに至れば當業者の利益は云ふまでもなく國の繁昌の爲めにも喜ぶ可き次第なれども茲に不思議なるは地方の人々が兎角他の資本家の着手を嫌ふて動もすれば之を妨げんとするの一事なり例へば開墾又は鐵道の計畫の如き常に地方人民の反對を免れずして或は着手の中途に苦情を生じて豫算外の金を費すみともあり或は之が爲めに折角思ひ立たる計畫を止めたるなどの沙汰もなきに非ず其苦情の中には眞實の迷惑より唱ふるものもあらんなれども我輩の聞く所にては單に他の着手を喜ばずして之を妨げ其だしきは無理なる苦情を訴へて不法なる錢を貪らんとする者多きが如し例へば鑛山の僧區に近鄰近村の承諾と云ひ、實際の痕跡もなきに鑛毒の損害云々と言立て、又は鐵道の敷地收用を澁るが如き人の足元を見て駒味に付込む狡猾手段なり元來地方人に着手の力あれば遠慮に及ばず自分にて金の可きなれども夫れは自力に叶はずと知りながら他人の業は之を妨げ遂に國有の利源を空ふして實の持腐れにせんとす冥利を知らざる者と云ふ可し現に事の成効を告げたる地方の情況を見るに最初の苦情にも拘はらず一般に新事業の恩澤を蒙りて面目を改めたる其有樣は想像の限りに非ず若しも疑を懷くものあらば試に鐵道の開通後と以前とを比較して其沿道の景況を見よ一見直に明白なる可し即ち新事業の利益は單に資本家の懷を肥すに止まらず地方の人々も共に其餘澤に浴して利するみとなれば從來の疑惑を拂ひ日前の貪慾を慎み誰れ彼れの別なく資本家を歡迎して一般の大利源を開くみそ自家の得策なれ或は斯くの如くなるときは地方の事業は細大となく悉く他の大資本家の手に歸して地方人は一切萬事、其餘除に生活するの勢を成し主客顚倒、自立の地位を失ふて恰も小作人と地主との關係と同樣なるに至るの虞念はなきやと云ふに決して然らず鐵山鐵道等の如き大事業の外に小資本を以て着手す可き事業を計ふれば各地に多き山林の如き蠶絲業の如き又は小仕掛の開墾の如き隨分利益の近きものにして地方の人が之に着手するときは成算疑なけれども他の大資本家の捨てゝ之を顧みざるは其利を知らざるに非ず斯る事業は細々の注意最も肝要にして大家の經濟上には却て不利なるが故なり例へば田舍の田地の如き目下の有樣に於て利益の著しきのみならず今後の望もいよいよ大なれども東京などの金滿家が實際資本の用處に苦しみながら其買入に着手するものなきは勘定の上には利益に相違なけれども實際の監督甚だ困難にして遠隔の地より目的を達するみと能はざるが故なり左れば地方には自から地方に適する事業あり他の大資本家が如何に金力に富めばとて斯る些末事にまで手を出して細大となく實業權を專領するが如き損念は萬々あるべからず我輩の慥に保證する所なり或は地方にも資本なきに非ず其大家にして大に爲すみとあらんとするものは宜しく他の金滿家と聯合して計畫する所ある可し斯の如きは土地の事情に不案內なる資本家の望む所にして地方の氣受も好きみとならんなれば双方の便利なる可し要するに大事業の結果は其土地一般に潤澤を及ぼすものにして古來みれが爲めに衰微を招きたるの例とてはあらざれば苟も地方の公益を知らん者は安心して他の資本家を迎へ出來得るだけの便宜を與へて新事業の着手を促すみと自家幸福の基なる可し

官報

○勅令

朕樞密顧問ノ諮詢ヲ經テ貴族院多額納稅者議員ノ補闕撰擧ニ關スル件ヲ裁可シ茲ニ之ヲ公布セシム

御名御璽

明治二十七年五月二十六日

內閣總理大臣　伯爵伊藤博文

勅令第五十七號

第一條　府縣知事ハ貴族院多額納稅者議員ノ補闕撰擧ノ命ヲ受ケタル日ヲ期トシ其府縣ニ於テ互撰資格ヲ有スル者十五人ノ名簿ヲ調製シ其期日後廿日以內ニ之ヲ各互撰人ニ配付シ併セテ之ヲ管內ニ告示スヘシ

第二條　前條ノ互撰名簿ハ告示後四十日ヲ經過スルトキハ確定スヘシ

第三條　貴族院多額納稅者議員ノ補闕撰擧ハ互撰名簿確定後十日目ニ之ヲ行フヘシ

○內務省告示第六十六號

清國廣東及香港ニ於テ傳染病（ペスト）發生傳播ノ虞アルニ付清國沿海諸港及香港ヲ發シ又ハ同地ヲ經及ビ同地ヲ發シ他港ヲ經テ來ル船舶ニ對シ左ノ諸港ニ於テ明治二十七年（宝月）勅令第五十六號ニ據リ檢疫ヲ實施ス

長崎縣長崎縣港及口ノ津港　山口縣赤間關港　神奈川縣橫濱港
兵庫縣神戸港　福岡縣門司港

福岡縣門司港ニ來ル船舶ノ檢査ハ山口縣ニ於テ之ヲ施行ス
長崎縣口ノ津港其他特別輸出港ニ來ル船舶ニ對シ別書ヲ要スルトキハ最寄警察所ヘ照會セシム

明治二十七年五月二十七日　內務大臣臨時代理　司法大臣　芳川顯正

內務省告示第六十五號參照

勅令第五十六號（明治二十七年五月二十六日官報）清國及香港ニ於テ目下流行スル傳染病「ペスト」豫防ノ爲メ必要ト認ムルトキハ明治十五年布告第三十一號虎列刺病流行地方ヨリ來ル船舶檢査規則ヲ適用シテ船舶檢疫ヲ施行スルコトヲ得

船舶檢疫ヲ施行スル場所及切離ハ中央衛生會ノ意見ヲ經テ內務大臣之ヲ定ム

本令ハ發布ノ日ヨリ施行ス

明治二十七年五月二十七日　內務大臣臨時代理　司法大臣　芳川顯正

○內務省告示第六十七號

本年內務省告示第六十六號布告ニ據リ檢査ヲ受クヘキ船舶ニ就テハ兵庫縣和田岬ノ檢疫所ニ航行スルモノハ神奈川縣長浦ニ寄港シ檢疫官ノ檢査ヲ受クヘシ

明治二十七年五月二十七日　內務大臣臨時代理　司法大臣　芳川顯正

雜報

○倫敦の列國兩本位會議　本月初旬の頃倫敦に於て催ふせし列國兩本位論者の會議の詳報を見るに五月二日より府知事の官宅に於て開會、出席者は和蘭銀行の頭取ヴアンデルヘルグ氏、佛國兩本位協會の會長ゲルラッシ氏南部滿洲兩本位協會の會長モルフィー氏米國ボストンのローデール氏等を始め總員四百名にして他の重立ちたる人々なりとするにわんルフォア氏は滿洲兩本位論者なり從來兩本位説も安全なる方法なるみとを知るみとすれば銀なるみと最早を求むるは隨分互ひに一致しにくいなれども本問題も亦合衆國の事業機に立至らば諸國と一致して五年前と出に英國をして爲す所にして又ホールヅウオルたるが爲め農業に及ぼしたる影響し其外開會二日の急務を說くも攝ひて今度英國成るべく兩本位開會したる由

○米國レカ　業家は萬國共通設け規約書を制の要目は左の如我々同志者は萬國兩本位一箇國にて銀ざるみとを斷萬國兩本位說ふに商賣上の銀貨をも並びざるべし云々右規約書（既に行家商業家工業ッド氏は寄らの日く若し英國各國も之を贊成金貨の騰貴物價期して待つべし度はアルゼンタ產するの外なか早長くは坐視す因にして其說の云右協會は追てれば內外政府に云ふと

○米國の關稅　ら方始め下院を通

明治廿七年五月廿九日